

魚津市公告第7号

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の変更案について、魚津市に意見書を提出することができる。

令和2年2月3日

魚津市長 村椿 晃

1 都市計画の種類及び名称

（種類）魚津都市計画地区計画

（名称）魚津駅東地区地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

魚津市駅前新町、上村木一丁目、北鬼江字大沢、北鬼江字中川原、北鬼江一丁目、吉島字下坪、吉島一丁目、釈迦堂一丁目、新金屋二丁目の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり

3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所

（1）期間

令和2年2月3日から令和2年2月17日まで

（2）場所

魚津市産業建設部都市計画課

（「別紙図面」は省略し、3の（2）に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）

4 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時15分まで